

前橋市手数料条例の改正について（議案第101号）

資産税課

1 改正の理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等の制定により税務システムを標準化すること等に伴い、手数料を徴収する事務を見直す。

2 内容

- (1) 閲覧手数料を徴収する事務から、土地・家屋名寄帳を削る。
- (2) 閲覧手数料及び交付手数料を徴収する事務から、土地家屋現況図及び航空写真土地家屋現況図を削る。

3 施行期日

令和6年12月9日